

(平成27年2月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

中部（富山）国民年金 事案 3799

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から49年6月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで

申立期間当時、私は自営業をしていたため、父親が私の国民年金加入手続きを行ってくれた。父親は亡くなっており、詳細は分からないが、私は自宅に集金人が来ていたことを覚えているので、父親が私の申立期間の国民年金保険料も一緒に納付してくれていたと思う。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金加入手続き並びに申立期間①及び②の保険料を納付していたとする父親についても、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達までの保険料を全て納付していることから、父親の保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、オンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年9月又は同年10月頃にA市において払い出されたと推認され、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の国民年金加入手続きが初めて行われ、その手続きの際に、申立人が20歳に到達した44年*月まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続き時期を基準とすると、父親は、申立期間①のうち、47年7月から49年3月までの国民年金保険料につい

ては、過年度保険料として、同年4月から同年6月までの保険料については、現年度保険料として、申立期間②の保険料は現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、申立期間②については、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①直後であり、申立期間②直前である昭和49年7月から51年3月までの国民年金保険料は、同年10月、52年2月、同年4月及び同年7月の4回に分けて、順次、過年度保険料として納付されていることが確認できる上、申立期間②後の期間に未納は無いことから、保険料の納付意識が高かった父親が、12か月と短期間である申立期間②の保険料を現年度保険料又は過年度保険料として納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、前述の加入手続（昭和49年9月又は同年10月頃）が行われるまでは、申立人は、国民年金に未加入であったことから、父親は国民年金保険料を納付することはできなかったものとみられるほか、当該加入手続時点においては、申立期間①のうち、44年8月から47年6月までの保険料については、既に2年の時効が成立しており、父親は遡って保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、前述の加入手続時期（昭和49年9月又は同年10月頃）を基準とすると、申立期間①のうち、47年7月から49年6月までの国民年金保険料については、過年度保険料又は現年度保険料として納付することは可能であったものの、父親は既に亡くなっており、保険料の納付状況が不明である上、上述のとおり、申立期間①直後の同年7月からの保険料が、時効（2年）間際の51年10月に納付が開始されていることから、その保険料の納付時期においては、申立期間①のうち、47年7月から49年6月までの保険料についても、既に2年の時効が成立していることなど、当該期間の保険料が納付されていた事情を見いだすことができない。

さらに、父親が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA会における船員保険被保険者の資格取得日は、昭和20年4月1日であったと認められ、かつ、事業主は、申立人が21年10月1日に船員保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を保険出張所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年4月から21年9月までの標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年8月12日から21年10月1日まで
年金事務所から、年金記録に未統合となっている船員保険の被保険者記録があるとの連絡を受けた。申立期間当時はB社（現在は、C社）に在籍していたはずなので、申立期間を船員保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A会管理下にあったB社の予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者）に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名、同一生年月日で、資格喪失日が昭和21年10月1日、資格取得日が記載されていない基礎年金番号に未統合の船員保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）においても、上記被保険者名簿と同様に資格喪失日が昭和21年10月1日、資格取得日が記載されていない基礎年金番号に未統合の船員保険被保険者記録が確認できることから、保険出張所の記録の管理が適切に行われていたとは考え難い。

一方、申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年10月1日までについ

て、C社から提出された人事記録、厚生労働省から提出された「人事記録（履歴原票）」及び旧台帳から、申立人は、当該期間において、予備船員としてB社に在籍し、同社から継続して給与が支払われていたことが認められる上、予備船員が船員保険の適用対象となったのは20年4月1日からであることから、申立人は、同日から船員保険の被保険者であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人に係る記録であること、申立人のA会における船員保険被保険者の取得日は昭和20年4月1日であること、及び事業主は、申立人が21年10月1日に船員保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を保険出張所に行ったことが認められる。

なお、昭和20年4月から21年9月までの標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第53条の規定に準じ、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和17年8月12日から20年4月1日までについて、上記人事記録、旧台帳及び「人事記録（履歴原票）」から、申立人は、B社に在籍し、予備船員であったことが認められるものの、上述のとおり、予備船員が船員保険の適用対象となったのは同年4月1日からであるため、当該期間については、船員保険の被保険者となることができなかった期間である。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8778

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社から子会社であるB社へ異動した。異動の前後において勤務は継続していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の回答並びに同社から提出された申立人に係る社員台帳及び社員証により、申立人は、申立期間において、同社又はB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、A社は、「申立人が勤務していた店舗を管轄する事業所が昭和51年6月1日付けでA社から子会社であるB社に変わったことによる異動であり、申立人は異動の前後で継続して勤務しており、申立人の雇用形態及び給与形態に変わりはない。当時の資料は残っていないが、申立期間も給与から厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和51年4月の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 51 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8779

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和52年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月31日から52年1月1日まで

私は、A事業所に昭和51年12月31日まで在職しており、同年同月30日で退職した覚えはない。12月分の給料から同月の厚生年金保険料が控除されているので記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の回答、申立人と同様にA事業所において昭和51年12月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚の証言及び申立人から提出された昭和52年度市県民税納税通知書により、申立人は、同年12月31日までA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記昭和52年度市県民税納税通知書により確認できる保険料控除額から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和51年12月31日となっており、離職日は同じであることから公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B法人）における資格喪失日に係る記録を昭和56年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月31日から同年6月1日まで

A事業所から関連会社のC社に、業務命令により異動したが、継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていた。申立期間について、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにA事業所及びC社で厚生年金保険被保険者記録のある同僚の回答により、申立人は、申立期間において、A事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA事業所において昭和56年5月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚が所持する同年5月分の給与明細書によれば、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和56年4月の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和56年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記

録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8781

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を65万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月10日

A社で支給された賞与のうち、申立期間の賞与は厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（65万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していない旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8782

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 10 日

A社で支給された賞与のうち、申立期間の賞与は厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していない旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から61年3月まで

私は、申立期間当時は大学生であったが、母親から20歳になったら国民年金は義務であり国民年金保険料を納付しなければならないものであると言われたので、私が保険料を納付していた。その当時、年金手帳を所持していたかは定かではなく、大学生であった頃に年金手帳を交付してもらうために役場に手続に行った記憶も定かでないが、保険料を納付していた記憶はしっかりとある。日本年金機構では、昭和61年4月1日まで遡って加入した際に交付された年金手帳があることは調べてもらえたが、申立期間については、私が保険料を納付した記憶がしっかりとあるにもかかわらず、年金手帳や領収証書等の証拠となる物が存在していないために、納付されていないと一言で済まされてしまうのには不満がある。当時の金融機関の記録なども調べ、申立期間について、保険料を納付していたことを認める公正な判断をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生であった頃に年金手帳を交付してもらうために役場に手続に行った記憶は定かでないとしており、申立人に係る国民年金加入手続状況及び加入手続時期の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の現在使用している国民年金手帳記号番号は、昭和61年6月頃に払い出されており、この番号に係る国民年金被保険者資格については、申立期間直後である同年4月1日まで遡って取得する事務処理が行われたものとみられる。申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、当時、これ以外の番号が払い出されている必要があったところ、i) 国民年金手帳記号番号については、

原則、被保険者が初めて国民年金の加入手続を行った場合に払い出され、従前に被保険者に対して番号が払い出されていた場合には、新たに番号を払い出さずに同一の番号を用いて、継続して被保険者の記録を管理することとされていたこと、ii) 申立人は、申立期間前後を通じてA郡B町（現在は、B市）に在住し、申立人に関する国民年金を管轄する市町村に変更は無かったこと、iii) 申立人に係る戸籍によると、申立期間において申立人の氏名変更及び生年月日の訂正は確認できないことを踏まえると、申立期間当時、申立人に対して別の番号が払い出されていた可能性は低いものとみられる。このため、申立人の国民年金加入手続は、同年6月頃に初めて行われたものとみられ、ほかに申立人に対して上述の同年6月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外の番号が払い出されていた事情はうかがえないことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、当時利用していた金融機関の記録についても調べてほしいとしているものの、当該金融機関の本店によると、出納記録の保存年限は10年間であるとしていることから、申立期間当時の記録を確認することはできず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがい知ることはできない。

加えて、申立人が申立期間当時居住していたB町の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、申立人が申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（静岡）国民年金 事案 3801

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から平成5年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から平成5年11月まで

私は、申立期間当時の国民年金保険料は金融機関の窓口で毎月納付していたと思う。昔のことなので詳細は覚えていないが、保険料を滞納していた期間があったようで、昭和60年頃に、A社会保険事務所（当時）の担当者から電話があり、「今まで払ってきたのに、今やめたらつまらないから払った方がいいよ。月賦でもいいから。」と言われたので、滞納していた1年か1年半ぐらいの期間の保険料をまとめて1、2回で納付した。すぐに同社会保険事務所の担当者から電話があり、「支払が確認できました。これで全部埋まりましたよ。」と言われたことを覚えている。ほかに督促の連絡は無かったし、こんなに長期間も保険料を納付しないはずはないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月頃にB市において払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はこの頃に行われ、この加入手続の際に、国民年金の被保険者資格を35年10月1日に取得する事務処理が行われたものとみられる。その後、同資格を60歳到達までに喪失した記録は確認できないことから、申立人は申立期間において国民年金被保険者であり、国民年金保険料を納付することが可能であった。しかし、申立人は、申立期間当時の保険料については、当初、口座振替を利用して納付していたとされていたが、聴取の過程において、申立人から提出された申立期間に係るC金融機関の「預金等取引明細表」からは、申立期間の保険料が口座振替を利用して納付されていた形跡はうかがえず、申立期間の保険料は金融機関の窓口で毎月納付していたこと

を思い出したとして申立内容を変更していることから、申立人の記憶は明確ではないと言わざるを得ない。

また、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から 61 年 1 月までは D 郡 E 町（現在は、F 市）に、同年 2 月以降は B 市に居住していたことが確認できるところ、同市の国民年金被保険者名簿及び納付履歴情報においては、オンライン記録同様、申立期間の国民年金保険料は未納とされており、保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらないほか、申立期間は 137 か月と長期間であり、このように長期間にわたり記録誤りが生じる可能性は低いと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 60 年頃に、A 社会保険事務所の担当者から電話があり、「今まで払ってきたのに、今やめたらつまらないから払ったほうがいいよ。」と言われたので、滞納していた 1 年か 1 年半ぐらいの期間の国民年金保険料をまとめて 1、2 回で納付したとしている。オンライン記録によると、申立人に係る保険料納付状況については、申立期間前に当たる 36 年 4 月から 57 年 6 月まで（255 か月）の保険料は納付済みとされており、申立人は、この納付状況では国民年金受給資格要件（納付済月数 300 か月）を満たしておらず、これを満たすためには、45 か月以上の保険料を納付する必要があるところ、申立期間直後である平成 5 年 12 月から 6 年 3 月までの保険料については、過年度保険料として遡って納付されている上、その後の保険料が納付されたことにより申立人の受給資格要件が満たされている状況を踏まえると、申立人は、申立期間直後の保険料を納付した記憶を、申立期間の一部の保険料納付に関する記憶と混同しているとも考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8783

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月

私は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたはずだが記録が無い。申立期間について、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、賞与支給に係る資料は保管していないとしており、A社からも回答が得られず、申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 22 年 2 月 9 日から同年 8 月 1 日まで
② 平成 24 年 4 月 13 日から同年 6 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A社からB社に派遣され、給与はA社から受け取った。また、申立期間②については、C社で働いていた友人からの紹介で、同社に勤務した。同社からD社に派遣され、給与はC社から受け取った。

いずれの申立期間においても派遣先の正社員と同じ勤務形態で働いていたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された申立人に係る個人出勤確認表、賃金台帳、雇用保険の記録、申立人から提出された預金通帳の写し及び同社の回答により、申立人は、当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「申立人の厚生年金保険に係る届出を行っておらず、申立人の申立期間①に係る給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、上記賃金台帳により、申立人は、申立期間①に係る給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人と同職種とする同僚から提出された給与明細書により、当該同僚は、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得する月の前月までは、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、i) A社は、「当時、派遣職員はほとんど厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答していること、ii) 同社において申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚は、「入社日から期間を空けて、A社

において厚生年金保険被保険資格を取得している。同社に厚生年金保険の加入を希望する旨を伝えた結果、加入することとなった。」と証言していること、
iii) 申立人が姓を挙げた3人の同僚と同一の姓の者は、いずれも同社において当該期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、申立期間当時、同社では全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

申立期間②について、C社から提出された申立人に係る出勤明細表、在籍証明書、給与支払明細書及び同社の回答により、申立人は、当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、C社は、「申立人の厚生年金保険に係る届出を行っておらず、申立人の申立期間②に係る給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、上記給与支払明細書により、申立人は、申立期間②に係る給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、i) C社は、「当時、派遣従業員は入社から3か月後の試用期間終了後に、希望があればその時から社会保険に加入をさせていた。」と回答していること、ii) 申立人が記憶する自身と同職種の同僚は、同社において当該期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、申立期間当時、同社では全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 10 月頃まで
② 昭和 39 年 11 月頃から 44 年 10 月 21 日まで
③ 昭和 45 年 8 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

申立期間①について、A法人（現在は、B社）C支部D営業所で勤務していたが同法人同支部での厚生年金保険被保険者記録が昭和 38 年 4 月 1 日までしかない。

申立期間②及び③について、申立期間②は、夫と共にA法人C支部が管理していたE施設及びF施設で働き、申立期間③は、夫と共に同法人同支部が管理していたG施設で働いていた。しかし、当該期間について、一緒に働いていた夫には同法人同支部で厚生年金保険の被保険者記録があるにもかかわらず私には無い。

調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A法人C支部で厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に聴取したが、申立人の当該期間における勤務について証言を得ることができなかった。

申立期間②及び③について、A法人C支部で厚生年金保険被保険者記録のある同僚は、「期間は不明だが、申立人は夫と共にA法人が管理していた施設の運營業務に関わっていたと思う。しかし、夫は職員であったと思うが、申立人については夫の手伝いであったか同法人の職員であったかどうかは分からない。」と回答しているところ、同法人同支部の複数の同僚に聴取したが、申立人が当該期間において、同法人の職員として勤務していた旨の証言は得られな

かった。

また、B社は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である。」と回答している。

さらに、申立人の夫のA法人C支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間①及び②については、申立人に対する扶養の開始及び終了の日について確認できないものの、申立人の氏名が当該原票の被扶養者欄に記載されており、申立期間③については、申立人に対する扶養開始日が昭和47年1月21日と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（石川）厚生年金 事案 8786

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 2 日から 17 年 4 月 30 日まで
私は、3年間、A社に正社員として勤務した。しかし、申立期間について、厚生年金保険の記録が確認できない。調査をして、被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された就業月報及び「平成 15 年分給与所得の源泉徴収票」により、申立人の退職日は、平成 15 年 9 月 1 日であることが確認できる。

また、雇用保険の記録では、申立人のA社における離職日は平成 15 年 9 月 1 日とされ、同社に係るオンライン記録における資格喪失日（同年 9 月 2 日）と符合しており、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが確認できない。

さらに、B企業年金基金及びC健康保険組合は、申立人のA社における資格喪失日は、平成 15 年 9 月 2 日である旨回答している。

加えて、申立人は、平成 15 年 10 月 16 日に国民年金の第 3 号被保険者及び配偶者の健康保険の被扶養者となっている記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8787

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月から26年10月まで

私は、A社に入社し、当時、B市C区D町にあった同社本社で勤務した。同社本社が同市E区に移転した後も、3年ぐらい勤務したが、同区の同社本社で勤務した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社を承継するF社は、「申立人に係る資料は残っておらず、申立人のことは何も分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間においてA社本社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、申立期間における申立人の勤務実態を裏付ける証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。